

## 条件付一般競争入札における再度入札の運用について

平成 24 年 7 月 1 日  
大崎市総務部契約管財課

大崎市における条件付一般競争入札については、事後審査型・封書郵送方式により、入札執行回数を 1 回としていましたが、この度、工事又は業務の早期着手を目的として、契約事務の迅速化を図るため、条件付一般競争入札における再度入札の運用を下記のとおり実施します。

### 記

#### 1 条件付一般競争入札における再度入札の運用

- (1) 封書郵送による初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度入札を行うこととします。
- (2) 再度入札の回数は、建設工事は 1 回、業務委託は 2 回を限度とします。
- (3) 再度入札において、初度の入札の開札時から立ち会わない入札者（又は代理人）は、再度入札を辞退したものとみなします。
- (4) 再度入札における入札書は、封筒に入れずに提出することができます。
- (5) 再度入札において、なお落札候補者がいない場合は、最低価格入札者と随意契約のための協議を行う場合があります。

#### 2 手続き

条件付一般競争入札の再度入札に参加する入札者等は、次の書類を持参の上、開札に立ち会ってください。

- (1) 入札書（再度入札用）
- (2) 名刺（代表者の場合）又は委任状（代理人の場合）
- (3) 見積書（随意契約の協議用）

#### 3 その他

条件付一般競争入札の再度入札に関する詳しい内容については、それぞれの入札公告に記載しておりますので、熟読の上、入札に参加願います。

#### 4 適用日

平成 24 年 7 月 1 日以降に条件付一般競争入札の公告を行う工事又は業務から適用します。